

平成22年10月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成21年(ワ)第1262号 不当利得金返還等請求事件

口頭弁論終結の日 平成22年8月31日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士

神戸市中央区元町通二丁目9番1号

被 告

同代表者代表取締役

被 告

(解散時の本店所在地：大阪市中心区難波千日前15番15号)

被 告

同代表者清算人

被 告

同訴訟代理人弁護士

同復代理人弁護士

同

主 文

[Redacted]

増 田 尚

プラザビル206号

株式会社ジェムズインターナショナル

(以下「被告ジェムズ」という。)

清 水 多加志

清 水 多加志

(以下「被告清水」という。)

泉 商 事 有 限 会 社

(以下「被告泉商事」という。)

高 橋 保 彦

高 橋 保 彦

(以下「被告高橋」という。)

裏 蕉

郷 原 章 裕

成 末 奈 穂



- 1 被告ジェムズは、原告に対し、1011万9538円及び内703万4086円に対する平成20年4月7日から支払済みまで年5分の割合による金員(ただし、858万5710円及び内632万3216円に対する平成17年10月18日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で、被告泉商事と連帯して)を支払え。
- 2 被告泉商事は、原告に対し、858万5710円及び内632万3216円に対する平成17年10月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告ジェムズは、原告に対し、11万円及びこれに対する平成21年2月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 原告の被告ジェムズに対するその余の請求並びに被告清水及び被告高橋に対する請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は、原告と被告泉商事との間では、全部被告泉商事の負担とし、原告と被告ジェムズとの間では、これを5分し、その1を原告の負担とし、その余を被告ジェムズの負担とし、原告と被告清水及び被告高橋との間では全部原告の負担とする。
- 6 この判決第1ないし3項は仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

1 被告ジェムズ及び被告清水は、原告に対し、連帯して1015万5883円及び内706万4216円に対する平成20年4月7日から支払済みまで年5分の割合による金員(ただし、858万5710円及び内632万3216円に対する平成17年10月18日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で、被告泉商事及び被告高橋と連帯して)を支払え。

2 被告泉商事及び被告高橋は、原告に対し、連帯して858万5710円及び内632万3216円に対する平成17年10月18日から支払済みまで年5分の

割合による金員を支払え。

3 被告ジェムズは、原告に対し、50万円及びこれに対する平成21年2月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 当事者の主張

1 過払金等請求

(1) 請求原因

ア 当事者

被告ジェムズは、貸金業を営む株式会社である。被告泉商事は、貸金業を営む有限会社であったが、平成17年12月8日、社員総会により解散を決議し、平成18年2月14日、清算を結了したとされている。被告清水は、被告泉商事の解散時の取締役兼支配人であり、被告ジェムズの代表取締役である。被告高橋は、被告泉商事の解散時の取締役であり、同被告の清算人である。

イ 過払金の発生

(ア) 原告は、昭和61年10月27日、被告泉商事との間で、利息年47.45%で50万円の貸付額があり、その後、適時に50万円の借換えを繰り返し、実質的には毎月の期日に50万円に対する約定利率47.45%による利息を支払った。そして、原告は、平成3年2月8日、被告泉商事との間で利息年率40.004%、返済日毎月15日、極度額240万円とする金銭消費貸借包括契約を締結し、同日、同被告より120万円を借り受け、別紙計算書のとおり、取引を継続した（以下「本件取引」という。）。

(イ) 被告泉商事は、平成17年10月18日、原告との間の前記金銭消費貸借包括契約上の地位の一切を被告ジェムズに移転した。この契約上の地位の移転に基づき、被告ジェムズは、被告泉商事の原告に対する負債を重疊的に引き受けた。原告と被告ジェムズとの間の取引経過は、別紙計算書のとおりである。

被告ジェムズは、被告泉商事との間の営業譲渡契約（被告ジェムズのいうところの「包括的債権譲渡契約」）によって、被告泉商事と原告との間の継続的な金銭消

費貸借取引に基づく貸主としての地位を承継し、被告泉商事が原告に対して有していた過払金返還債務を重疊的に引き受けた。被告ジェムズは、被告泉商事からの営業譲渡(包括的債権譲渡)によって、被告泉商事の多数の顧客の新たな債権者(貸主)となるのであり、顧客と継続的な金銭消費貸借取引を行うことが予定されていた。このような場合、過払金充当合意も契約上の地位の移転に随伴して移転し、過払金返還債務も譲受人が重疊的に引き受けたことになる。

(ウ) 原告と被告泉商事及び被告ジェムズとの間の各利息契約は、いずれも利息制限法違反であるから、同法所定の制限利率(以下「制限利率」という。)に引き直して計算すると、別紙計算書のとおり過払金が発生している。

上記過払金は、法律上の原因なく、被告泉商事及び被告ジェムズの利得となっている。他方、原告には同額の損失が発生している。

被告泉商事及び被告ジェムズは、上記過払金を保持することにつき法律上の原因がないことを知っており、悪意の受益者である。

ウ 各被告の責任

(ア) 被告泉商事

被告泉商事は、原告に対し、不当利得として、平成17年10月18日(最終取引日)までに発生した過払金681万0911円及び内523万5464円に対する平成17年10月18日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息を支払うべき義務を負っている。

(イ) 被告ジェムズ

被告ジェムズは、前記イ(イ)の契約上の地位の移転に基づき、被告泉商事の原告に対する不当利得返還義務を重疊的に引き受け、さらに、その後も、原告から、元利金名目で不当に利得してきたものである。したがって、被告ジェムズは、原告に対し、不当利得として、過払金824万7489円及び内597万6464円に対する平成20年4月7日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息を支払うべき義務を負っている。

被告ジェムズは、後記(2)イのとおり、原告は被告泉商事から被告ジェムズへの債権譲渡（前記イ(イ)の契約上の地位の移転）につき異議なく承諾している旨主張する。しかし、被告ジェムズは貸金業者であり、被告泉商事の原告に対する金銭消費貸借契約上の債権につき、みなし弁済が成立せず過払金返還債務が発生することを知っていたことは明らかである。したがって、被告ジェムズが過払金返還債務の発生につき善意であったとはいえないから、民法468条1項の適用はない。

(ウ) 被告高橋

a 取締役としての職務懈怠

被告高橋は、登録貸金業者である被告泉商事の取締役としての職務を行うにつき、当然に利息制限法、出資法、貸金業規制法等の法令を遵守すべき義務(旧有限会社法30条の3第1項)があったのにこれらに違反して、制限利率を超える利率で原告に貸付け、利息を收受してきたのである。このような行為は架空請求ともいうべきである。原告は、被告高橋の上記職務懈怠により、過払金681万0911円及び内523万5464円に対する平成17年10月18日(職務懈怠後の日)から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息に相当する損害を受けた。

b 清算人としての職務懈怠

被告高橋は、清算人の職務を行うに際し、旧有限会社法75条1項、改正前商法131条に違反して、被告泉商事の原告に対する債務を弁済することなく、その財産を換価処分して、残余財産を分配し、清算を結了したのである。これにより、原告は、被告泉商事から不当利得の返還を受けることができなくなった。原告は、被告高橋の上記職務懈怠により、過払金681万0911円及び内523万5464円に対する平成17年10月18日(職務懈怠後の日)から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息に相当する損害を受けた。

c 被告高橋の賠償責任

以上によれば、被告高橋は、原告に対し、旧有限会社法30条の3

第1項及び75条2項、30条の3第1項に基づき、損害金681万0911円及び内523万5464円に対する平成17年10月18日(職務懈怠後の日)から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うべき義務を負っている。

(エ) 被告清水

a 被告泉商事の取締役としての責任

被告清水は、登録貸金業者である被告泉商事の取締役としての職務を行うにつき、当然に利息制限法、出資法、貸金業規制法等の法令を遵守すべき義務(旧有限会社法30条の3第1項)があったのにこれらに違反して、制限利率を超える利率で原告に貸付け、利息を收受してきたのである。このような行為は架空請求ともいうべきである。原告は、被告清水の上記職務懈怠により、過払金681万0911円及び内523万5464円に対する平成17年10月18日(最終取引日)から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息に相当する損害を受けた。

b 被告ジェムズの代表取締役としての責任

被告清水は、被告泉商事の取締役であったのであるから、被告泉商事から原告との間の契約上の地位の移転を受けるに際し、同契約による貸付の約定利率が利息制限法を超過するものであり、過払金が発生していることを当然に認識していた。にもかかわらず、被告ジェムズの代表取締役として契約上の地位の移転を受け、これにより、原告に対し、請求できない元利金を請求し続けたのである。原告は、被告清水の上記職務懈怠により、さらに損害を拡大させられ、過払金824万7489円及び内597万6464円に対する平成20年4月7日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息に相当する損害を受けた。

c 被告清水の賠償責任

以上によれば、被告清水は、原告に対し、旧有限会社法30条の3第1項及び改正前商法266条の3第1項、会社法429条1項に基づき、損害金824万7489円及び内597万6464円に対する職務懈怠の後であることが

明らかな平成20年4月7日(職務懈怠後の日)から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うべき義務を負っている。

(オ) 被告らの責任の関係

被告泉商事と被告高橋の責任は、他方が弁済すれば消滅する関係にあり、不真正連帯債務である。また、被告ジェムズと被告清水の責任も、同様に不真正連帯債務である。これら2つの不真正連帯債務については、681万0911円及び内523万5464円に対する平成17年10月18日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による金員の範囲で不真正連帯債務である。

エ よって、原告は、①被告ジェムズ及び被告清水に対し、民法704条前段、旧有限会社法30条の3第1項、改正前商法266条の3第1項、会社法429条1項に基づき、連帯して1015万5883円及び内706万4216円に対する平成20年4月7日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による金員(ただし、858万5710円及び内632万3216円に対する平成17年10月18日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で、被告泉商事及び被告高橋と連帯して)の支払を求め、②被告泉商事及び被告高橋に対し、民法704条前段、旧有限会社法30条の3第1項、75条2項、30条の3第1項に基づき、連帯して858万5710円及び内632万3216円に対する平成17年10月18日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める。

(2) 請求原因に対する認否及び被告らの主張

ア 被告高橋

(ア) 請求原因アのうち被告泉商事及び被告高橋については認め、その余は否認ないし不知。

(イ) 被告高橋は、過去、^A信用組合に勤務していた昭和60年頃、被告泉商事の取引担当者であった関係上、経営陣の清水^B(以下「^B」という。)やその甥の被告清水とは面識があり、懇意な関係であった。

被告泉商事は、元々、^Bの所有・経営する会社であった。^Bは、平成3年頃

から被告泉商事を廃業する気持ちになっていたが、継続中の訴訟などがあったため解散できなかつたものの、新たな貸出を行わず回収のみを続けていた。訴訟等も一段落したため、^Bは、平成17年5月頃、被告清水に被告泉商事を譲渡するつもりで、同月31日、被告泉商事の取締役を辞任し、同日、被告清水を取締役に就任させた。ところが、その後、被告清水は、被告泉商事の店舗が大阪市中央区難波にあり、既に所有している被告ジェムズの店舗が神戸市中央区本町にあって、同時に2つの店舗を管理するのは困難であるので、当初の計画を変更して、被告泉商事の残っている貸金債権を被告ジェムズに譲渡し、被告泉商事を解散・清算することにした。すなわち、被告泉商事が被告ジェムズに債権を譲渡することにしたのである。ところで、当時の被告泉商事の代表者及び被告ジェムズの代表者は、被告清水が兼任していた。そこで、^B及び被告清水は、被告清水が被告泉商事の取締役を辞任し、第三者が取締役に就任する方がよいと判断した。

そこで、被告清水は、平成17年5月31日、被告泉商事の取締役を辞任し、^B及び被告清水は、被告高橋に対し、被告泉商事の取締役及び清算人に就任することを要請したのである。被告高橋は、^A信用組合が破綻したため、平成17年9月当時は別の会社に勤務していたが、^B及び被告清水の依頼を受けて、同年10月1日、被告泉商事の取締役に就任し、同年12月1日、被告泉商事の原告に対する貸金債権を被告ジェムズに譲渡した。その7日後の同年12月8日、被告泉商事は解散したので、被告高橋は、同日、清算人に就任した。その後、平成18年2月14日、被告泉商事の清算が終了しているので、被告高橋の取締役就任期間は約2か月、清算人就任期間も約2か月にすぎない。

被告泉商事が原告に金銭を貸し付けたのは平成3年2月8日であり、被告高橋が被告泉商事の取締役として原告に対し金銭を貸し付けた事実は全くない。また、被告高橋が原告に対し回収を働きかけたこともない。被告泉商事は、平成17年12月1日、被告泉商事の原告に対する貸金債権を被告ジェムズに譲渡した。原告は、同月16日、同債権譲渡について異議なく承諾するとともに、被告泉商事との間で

同債権譲渡により何ら債権債務関係がないことを確認している。したがって、被告高橋が被告泉商事の取締役及び清算人としての職務を行うにつき悪意又は重大な過失を有する職務懈怠行為は存在しない。

イ 被告ジェムズ

(ア) 請求原因アの事実は認め、その余は知らないし否認する。

(イ) 債権譲渡承諾書(乙Aの1)記載のとおり、被告泉商事の原告に対する債権を個別に譲り受けたのであって、被告泉商事の契約上の地位は移転されておらず、また、原告に対する債務も引き受けていない。

被告ジェムズが譲り受けたのは、平成3年2月8日付けの通常金銭消費貸借契約に基づく貸金債権(乙Aの2)であって、極度額設定基本契約に基づく個別の貸金債権を譲り受けたものではない。平成3年2月8日付けの契約は、通常の単純な証書貸付としての金銭消費貸借契約である。原告と被告泉商事との間には、そもそも基本契約など存在しない。

ウ 被告清水

(ア) 請求原因アの事実は認め、その余は争う。

(イ) 被告泉商事の取締役としての責任については、出資法の上限利率を超えない範囲での約定に基づく取引を行っており、架空請求などではあり得ない。また、貸金業者の取締役が制限利率を超える利率で利息を収受すべきではないという職務などそもそも負っておらず、職務懈怠などおよそない。

2 取引履歴不開示による慰謝料請求

(1) 請求原因

ア 原告は、被告ジェムズほか計5社に対する債務があるとして、平成20年5月28日、その整理を弁護士である原告訴訟代理人に依頼した。原告訴訟代理人は、翌29日、被告ジェムズに対し、受任した旨及び原告との間の全取引履歴の開示を求める通知を送付した。ところが、被告ジェムズは、同年6月9日、前記契約上の地位の移転の後である平成17年10月19日以降の取引履歴のみを原告に

対し開示した。そこで、原告訴訟代理人は、同年7月7日、被告泉商事との取引開始日である平成3年2月8日からの全取引履歴を開示するよう求めた。しかし、被告ジェムズは、同月16日、「ご依頼の資料はありません」と回答して、平成17年10月19日以前の取引履歴の開示を拒否した。そこで、原告訴訟代理人は、兵庫県神戸県民局長に対し、被告ジェムズに行政監督権を行使して、取引履歴の開示請求に応じることを求めて申告した。被告ジェムズは、同局長からの指導を受けたにもかかわらず、これを無視した。そこで、原告訴訟代理人は、同年8月1日、改めて被告ジェムズに対し、全取引履歴の開示を請求した。しかし、被告ジェムズは、これに応じない。

イ 被告ジェムズは、被告泉商事から原告に対する契約上の地位の移転を受け、債権を譲り受けたのであるから、貸金業法24条2項により、譲受前の取引履歴についても開示義務を負うのである。しかるに、被告ジェムズは、特段の理由もなく、原告からの泉商事時代からの全取引履歴の開示請求を拒否したのであり、違法であることは明らかである。

ウ 被告ジェムズの上記不法行為により、原告は、被告泉商事及び被告ジェムズとの間の取引の全容が把握できず、被告ジェムズに対する債務が残存するのかわからぬまま、債務整理が進行しないなど、精神的に極めて不安定な状態に置かれた。これによる精神的苦痛を慰謝するには、金銭で評価して40万円を下らない賠償が不可欠である。

また、上記の慰謝料請求を求める訴訟の遂行を原告訴訟代理人を依頼したが、その費用の内、上記不法行為と合理的な関連を有するのは10万円である。

エ よって、原告は、被告ジェムズに対し、民法709条、710条に基づき、慰謝料40万円及び弁護士費用1.0万円の50万円及びこれに対する平成21年2月5日(訴状送達の日)から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(2) 請求原因に対する認否及び被告ジェムズの主張

ア 請求原因アの事実は認め、その余は争う。

イ 被告ジェムズは、債権を譲り受けた後の原告との取引履歴については遅延なく全て開示しており、それ以前の被告泉商事との取引明細については被告ジェムズに資料が存しない。

第3 当裁判所の判断

1 被告泉商事に対する請求について

被告泉商事は、本件口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しないから、被告泉商事において請求原因事実を争うことを明らかにしないものとして、これを自白したものとみなす。

したがって、原告の被告泉商事に対する請求は理由がある。

2 その余の被告に対する請求について

(1) 認定事実

証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。（認定の根拠は各末尾に示す。）

ア 被告泉商事は、昭和45年に設立され、同年頃に貸金業登録をされた有限会社である。^Bは、被告泉商事の取締役であり、同会社の出資持分100%を有していたが、平成17年5月31日、同会社の取締役を辞任した。（乙D1、被告清水本人）

被告清水は、被告泉商事に入社して集金業務を担当していたところ、平成17年5月31日、^Bに代わって同会社の取締役に就任したが、同年10月1日、辞任した。（乙D1、被告清水本人）

被告高橋は、平成17年10月1日、被告清水に代わって被告泉商事の取締役に就任し、同年12月8日、同会社の清算人に就任した。被告泉商事は、同月8日、社員総会の決議を経て解散し、平成18年2月14日、清算を結了した旨の登記をした。（乙D1、4、被告高橋本人）

被告ジェムズは、平成10年に設立され、貸金業登録をした株式会社であり、被

告清水は代表取締役である。(資格証明, 被告清水本人)

イ 原告は, 昭和61年10月27日, 被告泉商事との間で, 利息年47.45%で50万円の貸付額があり, その後, 別紙計算書2のとおり, 返済を継続し, 平成3年2月8日, 被告泉商事との間で, 利息年率40.004%, 返済日毎月15日, 極度額240万円とする金銭消費貸借包括契約を締結し, 同日, 同被告より120万円を借り受け, 別紙計算書2のとおり, 取引を継続した。(甲1の1ないし8, 甲2の1ないし12, 甲3の1ないし12, 甲4の1ないし10, 甲5の1ないし10, 甲6の1ないし11, 甲7の1ないし8, 甲8の1ないし7, 甲9の1ないし8, 甲10の1ないし5, 甲11の1ないし6, 甲13, 乙A2, 5, 6, 原告本人, 後記文書提出命令に従わない場合の効果)

ウ 被告泉商事は, 平成17年12月頃, 同会社の清算を前提に, 被告ジェムズに対し, 被告泉商事が有する原告を含む顧客に対する債権を包括的に譲渡し(以下「本件包括的債権譲渡」という。), これに伴い, 原告との間の前記イの金銭消費貸借契約上の地位を被告ジェムズに移転し, 被告ジェムズは被告泉商事の原告に対する債務を重疊的に引き受けた。(乙A1, 後記文書提出命令に従わない場合の効果)

原告は, 平成17年12月16日, 利息の支払のため被告泉商事を訪れたところ, ^B ■■■ともう1名の従業員から声をかけられ, 「これからは, ジェムズインターナショナルという会社に支払をしてください。ジェムズインターナショナルも, いい会社だから, 今までどおり支払ってくれたらいいです。」と言われ, 債権譲渡承諾書(乙D2)と覚書(乙D3)に署名押印し, 同債権譲渡承諾書に「上記債権譲渡を異議なく承諾します」と記載するよう求められたので, 言われるままに意味もわからずに署名押印し, 記載した。(甲21, 原告本人)

エ 原告は, 平成17年12月以降, 被告ジェムズに対し, 1か月に1回程度の割合で, 約定利率に従った利息分を上回る支払を, 同会社名義の口座に送金する方法により継続したが, 平成20年4月7日に1万7000円を支払った

のを最後に一切の支払を停止した。原告と被告ジェムズとの間の取引経過は、別紙計算書2のとおりである。(甲12, 13)

オ 原告は、平成20年5月29日、被告ジェムズに対し、原告との間の全取引履歴の開示を求める通知を送付したところ、被告ジェムズは、同年6月9日頃、平成17年10月19日以降の取引履歴を開示した。これに対し、原告は、同年7月7日、被告ジェムズに対し、被告泉商事時代からの全取引履歴の開示を求めたところ、被告ジェムズは、同月16日、「ご依頼の資料はありませんのでご了承ください。」と記載された書面をファックス送信した。その後、被告ジェムズは、本件訴訟において、平成3年2月8日付けの借用証書(乙A2)、平成17年12月20日から平成20年4月7日までの取引確認書兼領収書(乙A5の1ないし26)、平成16年3月17日から平成17年10月18日までの取引履歴(乙A6)を提出したが、平成16年3月17日より前の取引履歴を開示しなかった。(甲12ないし15, 乙A2, 5, 6)

カ 原告は、平成21年9月1日、被告ジェムズ、被告高橋及び被告泉商事を相手方として、証明すべき事実を「原告が被告らに対し不当利得金返還請求権又は損害賠償請求権に関し、①原告と被告泉商事との間の平成元年頃から平成17年10月18日までの間の金銭消費貸借取引が請求原因記載のとおりであること、②原告と被告泉商事との間の①の取引により発生した過払金返還債務が被告ジェムズに重疊的に引き受けられていること」として、本件取引の経過に関する文書等の提出を求め、文書提出命令の申立てをした。被告ジェムズ、被告高橋及び被告泉商事は、当審及び抗告審の審理を経た上、次のとおりの各文書(以下「本件文書」という。)の提出を命じられたが(以下「本件文書提出命令」という。), 同命令に従わなかった。(記録上証明らかな事実)

(ア) 被告ジェムズに命じられた文書

a 被告泉商事が作成した貸金業務に関する帳簿(貸金業法(平成18年法律第115号第4条の規定による改正前の貸金業法をいう。以下同じ。))1

9条に定める帳簿)又はこれに代わる同法施行規則16条3項に定める書面(以下「被告泉商事の19条帳簿等」という。)のうち、原告との間の平成元年頃から平成17年10月18日までの間の金銭消費貸借取引に関する事項(貸付年月日・金額及び返済年月日・金額)が記載された部分の全部又はその写し

b 被告泉商事との間で平成17年12月1日頃になした営業譲渡若しくは被告泉商事の貸付債権の譲受けに関する書面

(イ) 被告泉商事及び被告高橋に命じられた文書

a 被告泉商事の19条帳簿等のうち、原告との間の平成元年頃から平成17年10月18日までの間の金銭消費貸借取引に関する事項(貸付年月日・金額及び返済年月日・金額)が記載された部分で、被告ジェムズに譲渡した書面全部又はその写し

b 被告ジェムズとの間で平成17年12月1日頃になした営業譲渡若しくは被告泉商事の貸付債権の譲受けに関する書面

(2) 過払金等請求について

ア 被告ジェムズに対する請求について

(ア) 取引経過について

前記(1)イ、エ認定のとおり、原告と被告泉商事及び被告ジェムズとの取引経過は、別紙計算書2のとおりであることが認められる。

(イ) 重疊的債務引受について

前記(1)ウ認定のとおり、被告泉商事は、平成17年12月頃、同会社の清算を前提に、被告ジェムズに対し、被告泉商事が有する原告を含む顧客に対する債権を包括的に譲渡(本件包括的債権譲渡)し、原告との間の金銭消費貸借契約上の地位を移転し、被告ジェムズは被告泉商事の原告に対する債務を重疊的に引き受けたことが認められる。

これに対し、被告ジェムズは、債権譲渡承諾書(乙Aの1)記載のとおり、被告泉商事の原告に対する債権を個別に譲り受けたのであって、被告泉商事の契約上の地

位は移転されておらず、また、原告に対する債務も引き受けていない旨主張する。

しかし、本件包括的債権譲渡の内容を確定するためには、被告泉商事との間で平成17年12月1日頃になした営業譲渡若しくは被告泉商事の貸付債権の譲受けに関する書面が必要不可欠であるところ、前記(1)カ認定のとおり、被告ジェムズは、本件文書提出命令に従わず、本件書面を提出しなかったことが認められるから、民事訴訟法224条1項に基づき、本件書面の記載に関する原告の主張（上記書面に原告と被告泉商事との間の①の取引により発生した過払金返還債務が被告ジェムズに重疊的に引き受けられている旨の記載があること）を真実と認めることができ、同記載によれば、上記事実（被告ジェムズの重疊的債務引受）を認めることができる。この点に関し、債権譲渡承諾書(乙A1, 乙D2)には、被告ジェムズの上記主張のとおり、被告泉商事の原告に対する債権を個別に譲渡した旨の記載があるほか、原告が同債権譲渡を異議なく承諾した旨の記載があり、覚書(乙D3)には、原告と被告泉商事は同債権譲渡によって一切の債権債務関係がないことを確認した旨の記載がある。しかし、上記債権譲渡承諾書や覚書の作成経緯は、前記(1)ウ認定のとおりであることが認められ、原告が上記各書面の記載内容を十分に理解して署名押印したのか疑問があるとともに、その記載内容を検討しても、個別的な債権譲渡を異議なく承諾し、被告泉商事との間で債権債務関係のないことを確認するのみで、被告ジェムズの原告に対する過払金返還債務等の責任を免除する趣旨の記載は一切認められない。したがって、上記各書面の記載内容は前記認定判断を左右するものではなく、被告ジェムズの上記主張は採用できない。

(7) 悪意の受益者について

前記(1)ア認定のとおり、被告泉商事及び被告ジェムズは、貸金業者であることが認められるところ、同被告らが利息制限法所定の制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、同被告らは、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情が

あるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるところ、同被告らは、上記特段の事情について何ら具体的主張、立証をしない。したがって、同被告らは、悪意の受益者といえる。

(エ) 以上によれば、原告の被告ジェムズに対する請求は、民法704条前段及び重疊的債務引受契約に基づき、1011万9538円及び内703万4086円に対する平成20年4月7日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息金(ただし、858万5710円及び内632万3216円に対する平成17年10月18日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で、被告泉商事と連帯して)の支払を求める限度で理由があるが、その余は理由がない。

イ 被告清水に対する請求について

(ア) 原告は、被告清水は登録貸金業者である被告泉商事の取締役としての職務を行うにつき、当然に利息制限法、出資法、貸金業規制法等の法令を遵守すべき義務があったのにこれに違反して、制限利率を超える利率で原告に貸付け、利息を受受してきたもので、このような行為は架空請求ともいうべきであり、被告清水の上記職務懈怠により、過払金及びその利息相当の損害を受けた旨主張する。

しかし、一般に貸金業者が借主に対し貸金の支払を請求し、借主から弁済を受ける行為それ自体は、当該貸金債権が存在しないと事後的に判断されたことや、長期間にわたり制限超過部分を含む弁済を受けたことにより結果的に過払金が多額になったことのみをもって直ちに不法行為を構成するということはできず、これが不法行為を構成するのは、上記請求ないし受領が暴行、脅迫等を伴うものであったり、貸金業者が、当該貸金債権が事実的、法律的根拠を欠くものであることを知りながら、又は通常の貸金業者であれば容易にそのことを知り得たのに、あえてその請求をしたりしたなど、その行為の態様が社会通念に照らして著しく相当性を欠く場合に限られ、これは貸金業者が過払金の受領につき、民法704条の悪意の受益者であると推定される場合でも異なるものと解するのが相当である。そうすると、

被告泉商事が制限利率を超える利率で原告に貸付け、利息を収受してきたからといって、直ちに架空請求として不法行為を構成するとはいえないし、本件において、被告泉商事の行為の態様が社会通念に照らして著しく相当性を欠くことを認めるに足りる証拠はない。したがって、原告の上記主張は、前提部分において採用できない。

(イ) 原告は、被告清水は被告泉商事の取締役であったのであるから、被告泉商事から原告との間の契約上の地位の移転を受けるに際し、同契約による貸付の約定利率が制限利率を超過するものであり、過払金が発生していることを当然に認識していたにもかかわらず、被告ジェムズの代表取締役として契約上の地位の移転を受け、これにより、原告に対し、請求できない元利金を請求し続けたのであり、被告清水の上記職務懈怠により、さらに損害を拡大させられた旨主張する。

しかし、被告ジェムズが過払金の発生を認識しながら契約上の地位の移転を受けたとしても、前記(2)ア(イ)認定のとおり、被告ジェムズが被告泉商事の原告に対する債務を重疊的に引き受けたことが認められるから、それ自体が原告の損害を拡大させたものとはいえない。また、前記(1)エ認定のとおり、原告は、平成17年12月以降、被告ジェムズに対し、1か月に1回程度の割合で、約定利率に従った利息分を上回る支払を同社名義の口座に送金する方法により継続したことが認められるのみで、被告ジェムズが元利金を請求し続けて損害を拡大させたともいえない。したがって、原告の上記主張は、前提部分において採用できない。

(ウ) よって、原告の被告清水に対する請求は理由がない。

ウ 被告高橋に対する請求について

(ア) 原告は、被告高橋は登録貸金業者である被告泉商事の取締役としての職務を行うにつき、当然に利息制限法、出資法、貸金業規制法等の法令を遵守すべき義務があったのにこれに違反して、制限利率を超える利率で原告に貸付け、利息を収受してきたのである。このような行為は架空請求ともいふべきである旨主張する。

しかし、前記イ(ア)認定説示のとおり、被告泉商事が制限利率を超える利率で原告に貸付け、利息を収受してきたからといって、直ちに架空請求として不法行為を構成するとはいえないし、本件において、被告泉商事の行為の態様が社会通念に照らして著しく相当性を欠くことを認めるに足りる証拠はない。したがって、原告の上記主張は、前提部分において採用できない。

(イ) 原告は、被告高橋は清算人の職務を行うに際し、旧有限会社法75条1項、改正前商法131条に違反して、被告泉商事の原告に対する債務を弁済することなく、その財産を換価処分して、残余財産を分配し、清算を結了した旨主張する。

しかし、被告高橋が清算人に就任した際、被告泉商事がどのような財産を有していたのか、さらにどのように残余財産が分配されたのかは、いずれもこれを認めるに足りる証拠はないから、被告高橋が清算人としての任務において、任務懈怠があったのか否かを確定するための前提となる事実関係は不明というほかはない。したがって、原告の上記主張は、採用できない。

(ウ) したがって、原告の被告高橋に対する請求は理由がない。

(3) 取引履歴不開示による慰謝料請求について

ア 貸金業者は、債務者から取引履歴の開示を求められた場合には、その開示請求が濫用にわたると認められるなどの特段の事情がない限り、貸金業法の適用を受ける金銭消費貸借契約の付随義務として、信義則上、保存している業務帳簿に基づいて取引履歴を開示すべき義務を負うと解するのが相当であり、貸金業者がこの義務に違反して取引履歴の開示を拒絶したときは、その行為は、違法性を有し、不法行為を構成するものというべきである。

これを本件についてみると、前記(1)オ、カ認定のとおり、原告は、平成20年5月29日、被告ジェムズに対し、原告との間の全取引履歴の開示を求める通知を送付したところ、被告ジェムズは、同年6月9日頃、平成17年10月19日以降の取引履歴を開示したこと、これに対し、原告は、同年7月7日、被告ジェムズに

